

第1 避難器具

令第25条並びに規則第26条及び第27条の規定によるほか、次によること。

1 内装制限の範囲

規則第26条第5項に規定する内装の制限については第2節第1 消火器具 2の規定によること。

2 設置個数の減免

令第25条第2項第1号ただし書及び規則第26条の規定によるほか、次によること。

(1) 規則第26条第5項第1号に規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、バルコニー、開放廊下、庇、床又は構造体の突出部（以下「バルコニー等」という）で、次の構造を有しているものとする。

ア バルコニー等のうち、バルコニー又は開放廊下は、耐火構造とし、その周囲に高さが110センチメートル以上の手すり壁、柵又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ バルコニー等のうち、庇、床又は構造体の突出部は、次によること。

(ア) 傾斜のある場合

- a 避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。
- b 上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く）が10分の1以下であること。
- c 有効幅員は80センチメートル以上であること。
- d 周囲には高さが110センチメートル以上の手すり壁、柵若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが90センチメートル前後の手すり棒が設けられていること。

(イ) 傾斜のない場合

前（ア）、aによるほか、有効幅員は50センチメートル以上であること。ただし、有効幅員が80センチメートル未満の場合にあっては、前（ア）、dの手すり壁、柵、金網又は手すり棒を設けられているものであること。

(2) 規則第26条第5項第1号へに規定する「避難上有効に設けられている」とは、次の場合とする。この場合において、バルコニー等に隔板が設けられ、又は避難上支障となる物が置かれている場合であっても、当該隔板等を容易に破壊し、又は除去することができる場合は、同様の取扱いができるものとする。

ア 建築物の周囲にバルコニー等が設けられている場合

イ 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により建基令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合

ウ 建築物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室を相互に連絡できるよ

うバルコニー等が設けられており、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合

(3) 規則第26条第5項第1号へに規定する「当該階のあらゆる部分」とは、居室の出入口をいうものとする。

(4) 規則第26条第5項第1号へに規定する「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうち2以上のものに到達しうよう設けられる」とは、次の場合とすること。

ア 建築物の両側のそれぞれに規則第26条第1項第2号に規定する直通階段が設けられた場合

イ 建築物の周囲に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる二方向に避難できるための直通階段が設けられた場合

ウ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる二方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30メートル以上となるよう設けられた場合。

(5) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられ」とは、次の場合とする。

ア 前(2)、ア及びイに適合する場合

イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合

(6) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられ」とは、次によること。

ア 設備とは、階段、傾斜路等をいう。

イ 器具とは、タラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等をいう。この場合において、当該器具の設置及び維持は、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年消防庁告示第2号。)(以下「告示第2号」という。)第1から第3まで及び第5から第8までの規定並びに2から4までを準用すること。

ウ 前(5)のバルコニー等のうち、独立したバルコニー等にあつては、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。

(7) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」は次のものとする。

ア 設備については、渡り廊下

イ 器具については、避難橋その他これに類する器具。この場合において、当該器具の設置及び維持は告示第2号(第4及び第7を除く)の規定及び2から4までを準用すること。

- (8) 建基令第121条第1項第3号又は第6号イ括弧書きに規定される避難上有効なバルコニーのうち、建基法第2条第35号に規定する特定行政庁又は建基法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が集中型バルコニーと認められたものは、規則第26条第2項の規定の適用において、建基令第123条の規定に適合する屋外に設ける避難階段とみなすことができる。

3 設置位置等

避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間、避難空地等は、規則第27条第1項第2号及び第4号から11号まで並びに告示第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 降下空間には、外開き窓、回転窓等を開放したときに突出することとなる当該窓、樹木、電柱、電線、建築物のひさし等の障害物がないこと。
- (2) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管等がある場合は、降下空間と当該架空電線等との間に、1.2メートル以上の間隔を保有するように設置すること。ただし、避難器具に近接する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められる場合は、これによらないことができる。
- (3) 避難空地から通じる避難通路は、道路、公園、広場等に通じていること。
- (4) 建基令第13条第1号に規定する避難階の避難空地から地盤面までの高さが0.5メートルを超える場合は安全に避難できる措置を講じること。
- (5) 避難器具は、取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できるよう設置すること。
- (6) 金属製避難はしご及び救助袋を格納した避難ハッチの降下口相互の間隔及び隣接住戸との隔板等からの距離は、0.6メートル以上の離隔を有すること。

4 標識等

規則第27条第1項第3号及び告示第2号第5によるほか、次によること。

- (1) 規則第27条第1項第3号イに規定する避難器具設置等場所の出入口には、次の標識を設けること。

標識類の種類	長さ (センチメートル)		色	
	短辺	長辺	地	文字
避難器具である旨及びその使用方法を表示した標識	30以上	60以上	白	黒

- (2) 規則第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識は、

使用方法が簡単な器具に限り、設置しないことができるものとする。

5 設置場所の明るさの確保

告示第2号第6に規定する「使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ円滑に行う事ができる明るさが確保されている場所」には、次のいずれかに該当する場所が含まれるものとする。

- (1) 避難器具が屋外（バルコニー、ベランダ、屋上等）で外気の流通が十分確保できる場所。ただし、救助袋、緩降機その他使用に際し、組み立て、取り付け等操作を要する器具を設けた場所で操作又は使用上照明を必要とする場合は除く。
- (2) 建基令第126条の5に規定に適合する非常用の照明装置が設けられている場所

6 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

規則第27条第1項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、高さ110センチメートル以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等をいうものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、常に使用できるよう設置されている避難用タラップ(固定式)、すべり台、すべり棒等のほか、常時組立てられた状態で設置された避難器具をいうものであること。
- (3) 規則第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、次のものとする。

ア 規則第23条第4項第7号へ括弧書きに規定する特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発され、一動作で使用できる等の構造を有する次のものとする。

(ア) 「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第3号。）（以下この第1において「省令第3号」という。）第12条の規定に基づき、一動作型として基準の特例を受けた検定品。

(イ) 特定一階段用救助袋として認定評価された認定評価品

(ウ) 一動作型緩降機取付金具として性能評価された評定品を使用した緩降機

イ 一動作で容易に架設、組立てができる避難用タラップ（半固定式）、横さん収納式の固定はしご等

7 機器

規則第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定評価品とすること。